

病気等の理由により学校給食を中止する場合は

○ 病気やけが等により、給食を食べないことが見込まれる場合は、事前に学校等へ連絡し「三木町学校給食停止届」を提出することで学校給食の提供を停止することができます。欠席が連続して5日以上ある場合は、「三木町学校給食停止届」を学校等へ提出した日の翌日から数えて5日目(学校休業日を除く。)から給食が中止され学校給食費の請求額も減額されます。(原則、当該年度の第10期(3月)で減額の調整が行われます。)

※停止理由欄の記載について

入院等による5日以上欠席(再開予定あり) ⇒ 1 長期欠席

長期欠席等による給食中止(再開予定未定)

⇒ 3 その他(給食停止理由を詳細に記載してください)

○ 食材発注の都合上、すぐに給食を止めることはできません。あらかじめご了承ください。

○ 欠席が連続した1日～4日の場合、または、連続した5日以上欠席であっても「三木町学校給食停止届」が提出されない場合は対象になりません。

○ 事前に5日以上欠席がわかっている場合は、4日以上(学校休業日を除く。)前に停止届を提出することで、欠席した日から給食の提供・給食費の請求を共に止めることができます。

○ 給食を再開する場合も「三木町学校給食再開届」を提出した日から数えて5日目からの給食提供となります。

(例 令和6年4月)

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	「停止届」提出日		11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	5/1	停止開始日		4	5

学校休業日

学校休業日

「三木町学校給食再開届」を4/26に提出した場合は、5/8が給食再開日となります。(R6 4/27～29、5/1～5/6が学校休業日のため)

